

※今回から個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
平 成 年 月 日

登録政治資金監査人

《氏名》 様

政治資金適正化委員会

委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した平成２９年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いします。

また、平成３０年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る平成３１年１月３０日（水）、３月２０日（水）及び３月２８日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加で実施します。貴殿におかれては、この研修に積極的に参加いただくようお願いします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL： 03-5253-5598

FAX： 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu. go. jp

○指導・助言文書（案２）

※２年連続で個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
平 成 年 月 日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の実施した平成２８年分の収支報告書に係る政治資金監査に関して、昨年文書による個別の指導・助言を実施したところですが、このたび２年連続で、平成２９年分に関しても関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けるに至りました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いします。

また、平成３０年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る平成３１年１月３０日（水）、３月２０日（水）及び３月２８日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加実施します。貴殿におかれては、この研修に積極的に参加いただくようお願いします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

○指導・助言文書（案３）

※３年以上連続で個別の指導・助言の対象となった場合

政 適 委 第 号
平 成 年 月 日

登録政治資金監査人
《氏名》 様

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤 鉄男

赤字部分は、該当する年により書き分け

適確な政治資金監査の実施について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿の実施した《平成２７年分及び平成２８年分 又は 平成２６年分から平成２８年分》の収支報告書に係る政治資金監査に関して、これまで《２年 又は ３年》連続で文書による個別の指導・助言を実施したところですが、このたび平成２９年分に関しても、関連の都道府県選挙管理委員会から別紙の点（詳細は、別添をご覧ください。）について報告を受けるに至りました。

政治資金監査は、当委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき実施することが法令上求められています。

今後は、特に別紙の点に注意し、適確な政治資金監査を行っていただくようお願いします。

また、今年度は、平成３０年分の収支報告書等に係る政治資金監査においてその成果が反映されることを期待し、来る平成３１年１月３０日（水）、３月２０日（水）及び３月２８日（木）に「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」を追加実施します。貴殿におかれては、この研修への参加を強く推奨します。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5512-2501

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

○指導・助言文書の別紙（案）

（別紙）

○ 収支報告書に係る指摘事項

●政治資金監査の対象団体 ○○後援会

- ・収支報告書上に金額の不整合があった【別添●】
- ・収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の金額の記載誤り）【別添●】
- ・収支報告書と振込明細書の写しが整合的でなかった（収支報告書の金額の記載誤り）【別添●】
- ・収支報告書に計上されていない支出に係る領収書等の写しが添付されており、後に当該支出を追加した【別添●】
- ・収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（領収書等の写しの「年」の記載誤り）【別添●】

【今後留意いただくべき点】

政治資金監査は、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度です。これにより、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されるものです。

今後は、収支報告書上に計算誤りがないかどうかを適確に検算して確認するとともに、すべての支出について、収支報告書の記載事項と領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）で不整合がないかどうかを適確に確認願います。

（参考）

○収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について自主的に登録政治資金監査人の確認を受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しています（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）。

○適確な政治資金監査の実施のためには、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用が効果的です。当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）に掲載していますので、改めて確認してください。

○当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他に指導・助言の対象とした事例等を紹介しています。